

呉市蔵本通りイルミネーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、冬期の夕方から夜間にかけて呉市蔵本通りでイルミネーションを実施することにより、冬期の中心市街地における新たな観光資源としての価値を高め、誘客を図り、地域の賑わいを創出することを目的とする。

本業務においては、イメージ演出をはじめ、形状、性能及び配置等に関する専門性が必要であり、賑わい創出のためには民間事業者から優れた提案を募集し、実施する必要があることから、公募型プロポーザル方式により業者を選定する。

2 業務概要

業 務 名	呉市蔵本通りイルミネーション業務
業 務 内 容	別添「呉市蔵本通りイルミネーション業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
履 行 期 間	契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
提 案 限 度 額	4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。また、点灯にかかる光熱水費等は受託者の負担としない。）
業務委託料の支払方法	本業務完了後、一括払い

3 スケジュール

公 募 開 始	令和8年10月 5日（月）
質 疑 書 の 受 付 期 限	令和8年10月16日（金） 午後5時まで
質 疑 書 の 回 答 期 限	令和8年10月21日（水）まで
参加表明書等の提出期限	令和8年10月27日（火） 午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年10月30日（金） 午後5時まで
選 定 委 員 会 の 開 催	令和8年11月上旬
審 査 結 果 の 公 表	令和8年11月中旬
契 約 締 結	令和8年11月中旬

※なお、上記予定は変更する場合がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 過去5年間に、本業務と同種または類似の業務の実績を有する者であること。なお、実績における発注者は、官公庁・民間事業者の別は問わない。また、類似の業務には地域の賑わい創出に寄与した業務の実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分の措置を受けていないこと。

- (4) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 書類の提出先

事務局	呉市産業部観光振興課企画グループ
所在地	〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（市役所本庁舎5階）
電話	0823-25-3309
ファックス	0823-25-7592
メールアドレス	kankou@city.kure.lg.jp

6 提出書類の配布方法

配布方法	呉市ホームページからダウンロードすること。 ※呉市ホームページ（ https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/67/kure-illumination2026.html ） トップ>しごと情報>募集>プロポーザル
配布期間	令和8年10月5日(月)から令和8年10月30日(金)午後5時まで

7 質疑書の受付と回答

受付期間	令和8年10月5日(月)から令和8年10月16日(金)までの午前9時から午後5時まで。（土曜日・日曜日・祝日を除く）
提出方法	1 質疑書（様式1）を事務局へ電子メールにより送信すること。 なお、電子メール以外での提出は受け付けない。 事務局メールアドレス： kankou@city.kure.lg.jp 2 電子メールの標題に「呉市イルミネーションプロポーザルに係る質疑書」の文字列を入力すること。 3 送信後、事務局に電話をして受信を確認すること。
回答方法	1 質疑書を受けてから呉市役所開庁日の概ね3日以内に、呉市ホームページへ質疑に対する回答を掲載する。なお、質疑者の事業所名や氏名等は公表しない。ただし、質疑の内容により回答できない場合がある。 2 質疑に対する個別の回答は行わない。 3 回答に対する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。
備考	ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8 参加表明書の提出

受付期間 及び時間	令和8年10月5日(月)から令和8年10月27日(火)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日・日曜日・祝日を除く)
提出方法	事務局へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は配達完了が確認できる書留郵便に限る。)により提出すること。
提出書類	次の書類を各1部提出すること。 1 参加表明書(様式2) 1枚以内 2 会社概要を示す資料 (A4判1枚に会社名、住所、設立年月、資本金、職員数等を記載しているもの。様式は任意とし、会社のリーフレット等でも可とする。) 3 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3) ※税務署で申請日前3カ月以内に作成されたもの。写し可。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案項目

本プロポーザルに当たっては、次の全ての項目について、提案を行う。

ア 本業務に対する基本的な考え方と業務遂行に当たってのポイント

イ 本業務に対する取組方針

ウ その他、本業務の過程において必要と考えられる事項及び独自の提案・工夫等

(2) 提案書類

提出物	様式	特記事項
企画提案書の表紙	様式3	
企画提案書 ※下記備考欄参照	任意	A4判(A3判は折り込み)、横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とし、文字等の色は指定しない。
体制図	任意	業務分担等を明示すること。
実績調書	様式4	過去5年間の本業務と同種または類似の実績を記載すること。なお、実績における発注者は、官公庁・民間事業者の別は問わない。また、類似の業務には地域の賑わい創出に寄与した業務の実績を含むものとする(10件を超える場合は10件までとする。)
見積書	様式5	算出根拠を記した資料も添付すること。
備考(企画提案書の詳細) 提案書の作成に当たっては、仕様書の「5 業務の内容」及び「6 業務実施に係る要件等」に示す内容についての提案を作成すること。 また、提案書には、必ず次の(ア)から(カ)の項目を入れること。ただし、この項目以外の提案がある場合は提案書に盛り込むことが可能であり、その際は全ての提案内容を評価対象とする。		

(ア) イルミネーションのテーマや目標，方向性
(イ) 誇張した表現を避けたイルミネーション等のデザインイメージ図（理解しやすいように，イラスト，写真などを盛り込むこと。）
(ウ) デザインに基づく，電球や機材の配置箇所を記した図面
(エ) 業務の実施体制（全体の体制及び各業務の体制）
(オ) 業務スケジュール（全体スケジュール及び各業務の工程）
(カ) ランニングコスト
なお，本要領中の別表１「呉市蔵本通りイルミネーション業務委託事業者選定審査基準」にある評価項目や配点も参考にして，提案書を作成すること。

(3) 提出部数，期限及び方法

提出部数	正本 １部 副本 ８部 ※正本がカラー印刷を含む場合は，副本もカラー印刷とすること。
提出場所	５に同じ
提出期限	令和８年１０月３０日（金） 午後５時必着
提出方法	８提出方法に同じ

(4) 提出に当たっての留意事項

- ア 提案は，１者につき１提案とする。
- イ 表紙を除いては，会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこと。
- ウ 表紙及び目次を除いて，企画提案書には通し番号又はページを付すること。
- エ 市販のＡ４判２穴ファイル等に編冊すること。その際，編冊した状態で，提案書の内容が読めるようにすること。また，提案書はホッチキス等で留めないこと。
- オ 提出された企画提案書を受理した後，提案者による加筆及び修正は認めない。
- カ 企画提案書等提出を受けた書類は，提案者に返却しない。

１０ 辞退

参加表明書提出後に辞退をする場合は，令和８年１０月３０日（金）午後５時までに，辞退（取下）届出書（様式６）を事務局に提出（８提出方法に同じ）する。

１１ 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出された書類の提出方法，提出先，期限に示された条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 委託限度額を超えた場合
- (4) 提案者が，本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に，呉市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 提案者が，契約締結日までに会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた場合
- (6) 提案書内容及びプレゼンテーション時に提案者を特定することができる表現・言動をした場合

- (7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

1 2 企画提案書の審査方法

- (1) 審査は、呉市蔵本通りイルミネーション業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、選定委員会は、非公開とする。
- (2) 採点は、本要領中の別表 1 「呉市蔵本通りイルミネーション業務委託事業者選定審査基準」に基づいて行い、選定委員が採点した各項目の平均点の合計が高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- (3) 応募が 1 者の場合においても、審査を行い、前項の合計点数が 60 点以上の場合は、優先交渉権者とする。応募者全てが 60 点に満たなかった場合は、再度募集する。

1 3 選定結果の公表

- (1) 選定委員会による選定結果については、参加事業者全員に通知する。また、選定結果の公表に当たっては、優先交渉権者及び次点交渉権者名を呉市ホームページ上で公開する。
- (2) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

1 4 契約手続き等

- (1) 選定委員会により選定された優先交渉権者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。その後、両者協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
- (2) 呉市と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退又は本実施要領の規定に違反した等の理由により、業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 呉市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、呉市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成 11 年呉市条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は、呉市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。
- (7) 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退（取下）届出書（様式 6）を提出するものとする。
- (8) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と呉市産業部観光振興課が協議して決定する。

別表 1

呉市蔵本通りイルミネーション業務委託事業者選定審査基準

評価基準 評価項目	評価の着目点	配点
企画提案の優位性	仕様書を踏まえた効果的な提案となっているか。	15点
	デザイン面で優れた内容になっているか。	15点
	市民や観光客の来訪動機となるような提案となっているか。	10点
	先進性のある提案となっているか。	5点
	独自性のある提案となっているか。	5点
	令和8年12月19日に開催される花火大会との親和性がある提案となっているか。	5点
企画提案の機能性	SNS等で拡散が期待できる提案となっているか。(俗に言う「SNS映え」する提案かどうか)	10点
	維持管理(ランニングコスト等)の面で優れた内容になっているか。	10点
	柔軟な対応が可能な提案となっているか。	5点
業務の経験及び体制	業務の遂行能力を有していると思込まれるか。	10点
	類似業務に対する十分な実績を有しているか。	5点
コスト	本業務内容に対する見積額が妥当であるか。	5点
合計		100点